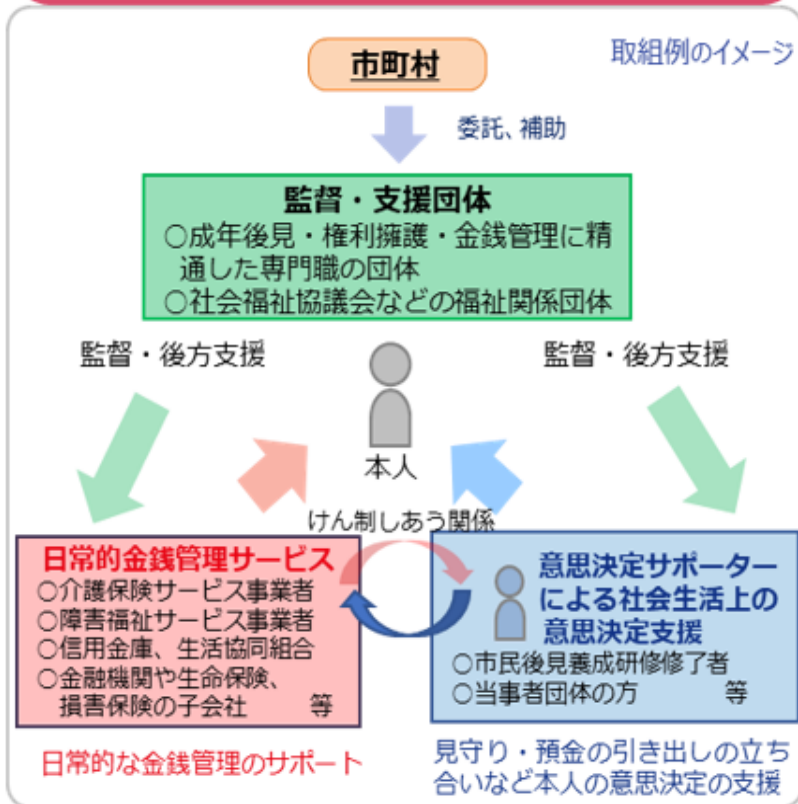


- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等を検討する取組。
- 意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職が必要な支援を助言・実施する、市町村の関与を求めると、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- このことにより、身寄りのない人も含め誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるようにすることを旨とする。

身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組



事業実施における留意事項

- 本人は契約によって、日常的な金銭管理サービスや意思決定サポーターによる支援、管理・団体による支援を利用する。
- 判断能力が十分な人を対象にする場合は、研究事業で挙げられた以下を対象者とする。その他は国と協議の上で決定する。
  - ・障害（身体障害も含む）があり、一人では金銭管理が難しい者
  - ・身寄りがなく、情報を十分に理解することが難しい（いわゆる情報弱者）単身世帯
  - ・世帯構成員以外に身寄りがなく、情報を十分に理解することが難しい老々世帯、老障世帯
- 事業の継続性を担保するため、利用料を設定する（応能負担、応益負担など）。